

## 横浜市における保育資源の種類と定義

		市 立 (H23. 4. 1現在)		民 間 (H23. 4. 1現在)	
		98施設 (公設民営2か所含む)	定員 8,613人	361施設	定員 31,394人
保育所 (児童福祉法第39条) 459施設 定員 40,007人	上記数には、認定こども園(幼保連携型)の10施設(定員548人)を含む。				
家庭的保育事業 (児童福祉法第6条の2)	家庭保育福祉員(市認定)	50人 (H23. 4. 1現在)	定員 184人		
	NPO等を活用した家庭的保育事業(本市要綱・市認定)	6施設 (H22. 10. 1現在)	定員 54人		
認可外保育施設	横浜保育室(本市要綱・市認定)	146施設 (H23. 4. 1現在)	定員 4,928人		
	一般認可外保育施設	152施設 (H23. 4. 1現在)	入所児童数 2,792人		
	事業所内保育施設	78施設 (H23. 4. 1現在)	入所児童数 1,156人		
	ベビーホテル	34施設 (H23. 4. 1現在)	入所児童数 579人		
幼稚園 (学校教育法第1条)			290施設 (休園1を含む) (H22. 5. 1現在)	入園児童数 59,914人	
	私立幼稚園預かり保育 (本市要綱・市認定)		94施設 (H23. 4. 1現在)	2,061人 (H21度実績:月平均)	

種 別	定 義
保育所 <small>【整備・設置認可：こども青少年局保育所整備課】 【運営：各区、こども青少年局保育運営課】</small>	日々、保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児または幼児を保育することを目的とする施設。
家庭的保育事業 家庭保育福祉員 <small>【こども青少年局保育運営課】</small>	保育士または研修を受けて市町村の認定を受けた「家庭的保育者」が、自宅等で児童を保育することを目的とした事業 市長の認定を受けた福祉員が、保護者の委託を受けて、保育に欠ける低年齢児を家庭的な雰囲気の中で保育する制度。 (昭和35年12月事業開始、平成22年4月法制化)
NPO等を活用した家庭的保育事業 <small>【こども青少年局保育運営課】</small>	NPO法人等の保育に関するノウハウを活用し、保護者の委託を受けて、複数の保育者が、保育に欠ける低年齢児を家庭的な雰囲気の中で保育する制度。 (平成22年9月事業開始、横浜市単独事業)
認可外保育施設 横浜保育室 <small>【新規認定：こども青少年局保育所整備課】 【運営：各区、こども青少年局保育運営課】</small>	保育所以外の保育施設であって、行政庁による設置認可を受けていないものの総称。 3歳未満児の待機児童の解消、認可保育所に対応しきれない多様な保育ニーズへの対応、保護者負担の軽減などを目的に、横浜市が独自に定める設備や保育水準を満たす施設を「横浜保育室」として認定した認可外保育施設。(平成9年7月事業開始、横浜市単独事業)
一般認可外保育施設 <small>【こども青少年局保育運営課】</small>	認可外保育施設のうち、本市が援護費を交付していないものであって、事業所内保育施設およびベビーホテル以外のもの。
事業所内保育施設 <small>【こども青少年局保育運営課】</small>	企業・病院などが、従業員を確保するために、福利厚生施設の一環として設置している従業員のための保育施設。
ベビーホテル <small>【こども青少年局保育運営課】</small>	認可外の保育施設であって、夜間保育、宿泊を伴う保育、または時間単位で一時的預かりのいずれかを行っているもの。
幼稚園 <small>【神奈川県※】</small>	幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする施設
私立幼稚園預かり保育 <small>【こども青少年局子育て支援課幼児教育係】</small>	市長の認定を受けた私立幼稚園が、保育を必要とする園児又は弟妹園児に対し、幼稚園の正規教育時間を含み日中11時間以上(土曜日は8時間以上)の保育を実施する制度。

【 】=所管・問い合わせ先

※認定こども園(幼保連携型)

認定こども園は、幼稚園・保育所等のうち、「就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能」と「地域における子育て支援を行う機能」を備える施設で、神奈川県が認定した施設です。幼保連携型は、幼稚園と保育所がともに認可を受けていて、両者が連携して一体的な運営を行う形態です。(この他の形態として幼稚園型、保育所型、地方裁量型があります。)